

埼玉県の マイナンバー対応について

彩の国
埼玉 県



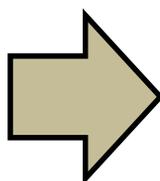
埼玉県の法人県民税・事業税、地方法人特別税の申告、納付等における平成28年1月からのマイナンバーの取扱いは以下のとおりです。御協力をお願いします。

- 埼玉県固有の「法人番号」は、「納税番号」と名称を変えて引き続き使用します。

今まで埼玉県固有の「法人番号」(9桁)は「納税番号」として、引き続き、申告・納付等の手続で使用します。なお、平成28年1月以降の取扱いは以下のとおりです。

平成27年12月まで

- 「法人番号」
 - ・埼玉県が付番
 - ・桁数:9桁
 - ・申告書、納付書、申請書等で使用



平成28年1月から

- 「法人番号」(マイナンバー)
 - ・国税庁が付番
 - ・桁数:13桁
 - ・申告書、申請書等で使用
- 「納税番号」
 - ・埼玉県が付番
 - ・桁数:9桁
 - ・申告書、納付書、申請書等で使用

- そこで、納税者・税理士の皆様には、以下の対応に御協力をお願いします。
 - 1 各種申告書・申請書には、原則として「法人番号」(マイナンバー)と「納税番号」の両方の御記入をお願いします。
 - 2 納付書には、「法人番号」(マイナンバー)を使用せず、必ず「納税番号」(9桁)の御記入をお願いします。(納税確認・納税証明書発行に必要です。御協力ください。)
- 「法人番号」(マイナンバー)は次の時期から記載していただく必要があります。

申請書・届出書等・・・平成28年1月1日から

申告書および別表・・・平成28年1月1日以後開始事業年度から

○様式イメージ

＜平成27年12月まで＞

「確定申告書」(第6号様式)

受付印

平成 年 月 日 殿

法人番号

※9桁の「法人番号」を記入。

この申告の基礎となる修正申告の決定による

現在の資本金の額
は出資金の額
は現在の資本金の額
出資金の額

非中小法人等

事業年度又は連結事業年度分の
申告書

第六号様式（提出用）（用紙日本工業規格A）

旧法人番号から
納税番号へ表記変更

＜平成28年1月から＞

埼玉県の「納付書」

納付書には納税番号を御記入ください。

御協力
お願いします。

コバトン&さいたまっち

法人 県民税 領収証書
地方法人特別税

埼玉県 00160-5-960410 埼玉県県民税事務所長

所在地及び法人名

納税番号

「確定申告書」(第6号様式)

受付印

平成 年 月 日 殿

法人番号

納税番号

※9桁の「納税番号」を御記入ください。
(eLTAXでは「管理番号」となっていますが、
9桁の「納税番号」を入力してください。)

この申告の基礎となる修正申告の決定による

事業種目

事業年度又は連結事業年度分の
申告書

第六号様式（提出用）（用紙日本工業規格A）

※13桁の「法人番号」（マイナンバー）を御記入ください。
(平成28年3月までに送付する申告書は法人番号欄が
空欄になっていますが、マイナンバーの御記入をお願いします。)